

# 業務仕様書

## 1 業務名

デジタルインフラ集積による経済波及効果調査及び集積に向けたロードマップ作成業務

## 2 業務の目的

本市では、企業の立地促進に取り組んでおり、重点施策としてデータセンター（DC）および国際光海底ケーブルの誘致に注力しているところである。また、DCのみならず、インターネット相互接続点（IX）や5G通信網といったIT技術基盤全般を指す「デジタルインフラ」（DI）の集積を中長期的に目指している。こうした一連の計画を「札幌圏デジタルインフラ構想」（以下、本構想）と名付け、実現に向けて札幌圏内の関係機関と連携を図っているところである。

本構想の実現には民間投資の誘発が不可欠であることから、対外説明の材料および具体的手段等の提示が必要となる。よって、本構想による本市への各種経済波及効果を算定し、実現に向けたロードマップや具体的手段等を盛り込んだ資料の作成を今回の目的とする。

## 3 作成する資料の概要

### (1) 経済波及効果にかかる調査

#### ア 調査項目

本市へのデータセンター建設・創業による、本市及び近隣自治体への経済波及効果の算定（札幌市への税収効果、関連産業の売上等）

#### イ 具体的な調査内容

##### (ア) 想定立地場所

札幌市中心部

##### (イ) 想定立地施設

ビル型DC

※設備投資額等の諸条件は具体的事例等から受託者が設定すること。

#### ウ 算定を行う期間

5年間、10年間及び20年間

#### エ 想定シナリオ

ビル型DCが多数集積した場合、集積しなかった場合等複数のシナリオの提示を行うこと。

### (2) 本構想実現に向けたロードマップ策定

本市にビル型DC、本市近隣自治体に郊外型大規模DCがそれぞれ立地し、本市ひいては札幌圏へDIが集積するスケジュール感や本市が果たすべき役割等を示すロードマップを作成すること。

#### ア 内容

以下の項目を必須とする。その他、委託者（札幌市）と調整の上、目

的のために必要と思われる事項を加えること。

- ・ D I 集積に向けて実施すべき施策
- ・ 行政が講じるべき支援策（補助金、規制緩和等）

#### イ 当業務の留意点

- ・ 札幌市の果たすべき役割を、具体的事例を踏まえつつ提示すること（例えば、D I 関連産業＜IT・コンテンツ・バイオ企業、DC事業者等＞の集積、I X及び小型DCの誘致、モデルとすべき都市の実例等）
- ・ 本市中心部の発達した地下街網、蓄電池との系統接続、再生可能エネルギーを活用した電力供給など、本市の特徴や近隣自治体との連携等も見据えた提案を加えること。
- ・ 総務省の「データセンター、海底ケーブル等の地方分散によるデジタルインフラ強靱化事業」補助対象に選定された、合同会社石狩再エネデータセンター第1号の案件を考慮した提案を行うこと。
- ・ 市内の大学等教育機関との産官学連携を見据えた提案を行うこと。
- ・ 当業務にあたり、札幌経済の特性等を十分に捉えた上で行うこと。また、札幌市がこれまで作成している「札幌市産業振興ビジョン改定版」等の内容も踏まえること。
- ・ 行政等が講じるべき対策の検討にあたっては、国、各自治体、経済団体等が実施している又は実施予定である対策の情報収集を踏まえること。
- ・ 経済対策の検討にあたっては、各業界における波及効果等、経済影響分析・推測も踏まえ、より効果的な施策を提案すること。
- ・ 情勢（インターネット通信量の増加、高度 IT 技術の普及、ロシア・ウクライナ紛争、新型コロナウイルス等）を勘案すること。
- ・ このほか、受託者は必要と判断する情報等を適宜提示すること。

#### (3) 調査手法

札幌市又は北海道の産業関連表及び各種既存調査・統計表による分析、算出、抽出、配分、推計、補正、調整等で、数値等は必ずその算定経過及び根拠を明示すること。

#### (4) 調査結果のまとめ

(1) 及び (2) について、文章及び集計表・グラフ等を用いた報告書としてまとめる。その際、業務の目的を簡潔に果たすものとなる概要版も併せて作成する。

### 4 作成物の納品

プレゼンテーションや編集に適したデータ（Power Point データ等）をCDまたはDVDに保存し、納品すること。

### 5 業務履行期間

契約締結の日から令和5年3月31日（金）まで

なお、履行期間中に最低1回の間接報告を行うこと。

## 6 秘密の保持

本業務の遂行にあたり、知り得た情報については、本契約の履行期間及び履行後においては業務上知り得た個人情報を含む全ての情報を第三者に漏らしてはならない。データの取り扱いについても同様である。また、秘密保持及びデータの取り扱いについて、従業員その他関係者への徹底を行うこと。本業務の遂行にあたり、受託者は業務上知り得た事項を第三者に漏洩してはならない。

## 7 納入場所・検査場所

札幌市経済観光局経済戦略推進部 産業立地・戦略推進課立地促進係  
(市役所15階北側)

## 8 その他

- (1) 受注者は、発注者に対し、本契約に基づく成果物（以下「本著作物」という。）に関連する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、発注者に譲渡するものとする。
- (2) 受注者は、本著作物に関する著作権者人格権を発注者又は発注者が指定する第三者に対して行使しないものとする。
- (3) 受注者は、札幌市に対し、受注者が本著作物を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証する。また、本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受注者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ発注者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (4) この業務の遂行にあたり発注者が受注者に対して提供した図表及び写真のデータは、終了後返却すること。
- (5) 成果物に使用された写真、イラスト、その他の資料等については、本パンフレットに関連する目的（企業立地の促進）で発注者が行う広報活動に必要な範囲内で、二次使用（印刷物の制作等）できるものとする。
- (6) その他、詳細については、担当者と十分に協議すること。

## 9 担当

札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所15階北側  
札幌市経済観光局経済戦略推進部産業立地・戦略推進課立地促進係  
TEL：011-211-2362 担当：岸